

○島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会設置要綱

令和 6 年 7 月 1 日

告示第103号

(設置)

第 1 条 官津まちなか地域振興拠点施設、島崎公園、みやづ歴史の館、官津会館等の施設が所在する島崎地区及び浜町地区のウォーターフロントにおけるエリア毎の活性化（以下「エリア毎の活性化」という。）を検討するに当たり、幅広い見地からの意見及び助言を聴取するため、島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) エリア毎の活性化に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 市長又は委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、資産活用担当課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。